

企画競争実施に関する公示

平成 23 年 8 月 16 日

国土交通省国土交通政策研究所長 内田 啓二

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名：シームレストランスポートに資する物流投資ガイドブック作成に関する調査

(2) 業務内容：

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な経済発展により、東アジア地域の貿易は年々増大してきており、これに伴い国際物流の果たす重要性も増してきている。

我が国の国際競争力の強化のためには、効率的な物流システムの構築が不可欠であり、特に近年、経済交流が進展している日中韓の3国間でシームレスな物流システムの構築が求められており、その必要性は日中韓物流大臣会合共同声明にも盛り込まれているところである。

本調査では、3国の物流企業による各国の物流市場への参入障壁を取り除き、自由な投資と、国境を越えた効率的な物流システムの構築に資するガイドブックを作成し、今後の施策の検討に資するものとする。

(3) 履行期限：平成 24 年 3 月 23 日（金）を予定

2. 企画競争参加資格要件

本業務への参加は次の要件を満たしていることが必要である。

(1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（但し、地方自治体を除く）
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術者要件

- ① 本業務への配置を予定する技術者（以下「配置予定技術者」という。）として、少なくとも 2 名登録すること。
- ② 配置予定技術者の中から、本業務を管理・監督する「管理技術者」を 1 名置くものとする。

3. 特定手続の概要

(1) 手続の流れ

- ① 上記の参加資格条件を満たす者は、本調査の企画及び実施に関する書類（以下「提案書」という）を提出する。

- ② 提出された提案書の審査を行い、1 者を特定する。
- (2) 提案書の評価項目
 - ① 企画提案に係る調査内容
 - ② 企画提案に係る調査方法
 - ③ 企画提案に係る業務実施体制
 - ④ 配置予定技術者の手持ち業務の契約金額及び件数

4. 特定手続に係る諸事項

(1) 担当者

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館 15 階
国土交通省 国土交通政策研究所 研究調整官 笹山
研究官 高北
研究官 白井

TEL : 03-5253-8111 (内線 53-837)

FAX : 03-5253-1678

e-mail: shirai-d2wh@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

本業務に係る概要、手続き、評価基準等について示した説明書について、以下のとおり交付する。

○交付期間：平成 23 年 8 月 16 日（火）から平成 23 年 9 月 2 日（金）
17:00 まで

○交付方法：電子メール又は上記（1）において手交する。

(3) 説明会

開催日時：平成 23 年 8 月 31 日（水）15:00～16:00

開催場所：東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館低層棟共用会議室 3A

※ 説明会への出席は任意とする。

※ 出席希望者は、前日 8 月 30 日（火）17:00 までに連絡すること。

(4) 提案書の提出期限、方法

提出期限：平成 23 年 9 月 5 日（月）17:00 まで

提出方法：上記（1）に持参又は郵送で提出すること。

(5) 企画提案に関するヒアリング

提案書の提出の提出期限の日以後、評価の参考とするため、提案書の提出者からヒアリングを行う。実施日時、場所は別途連絡する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は 4.（1）に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提出期限以降における提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、特定後においても提案書の記載内容の変更は原則として認めない。
- (6) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽

の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

- (7) 契約保証金は免除する。
- (8) 契約書は作成する。
- (9) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (10) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (11) その他の詳細は説明書による。